

国立健康危機管理研究機構非常勤職員給与規程

国立健康危機管理研究機構非常勤職員給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 基本給（第8条）
- 第3章 手当及び賞与等
 - 第1節 通勤手当等（第9条～第28条）
 - 第2節 賞与等（第29条～第30条）
- 第4章 給与の特例等（第31条～第34条）
- 第5章 雑則（第35条～第36条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立健康危機管理研究機構非常勤職員就業規則（令和7年規程第6号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第67条の規定に基づき国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の非常勤職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 非常勤職員の給与は、基本給及び手当とする。

2 基本給は、時間給とする。

3 手当は、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、賞与及び年度末賞与とする。

（給与の支払）

第3条 給与は、その全額を通貨で直接非常勤職員に支払うものとする。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、非常勤職員が希望する場合にあっては、その指定する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって給与を支払うことができる。

（給与期間）

第4条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給）

第5条 基本給の支給定日は、毎月16日とし、その前月の給与期間の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、18日）
- 二 16日が土曜日に当たるとき 15日
- 三 16日が祝日法による休日に当たるとき 17日

- 2 通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。ただし、通勤手当は、基本給の支給定日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 賞与については、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 4 年度末賞与は、理事長の定める日に支給する。

(給与の即時払)

第6条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職し又は解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時本人と生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 二 子
- 三 父母
- 四 孫及び祖父母
- 五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第7条 理事長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第5条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

第2章 基本給

(基本給)

第8条 基本給は、「別表第1 非常勤職員時間給単価表」の職種欄の区分に応じた時間給とする。ただし、単価表の時間給によることが特別な事情により困難であると理事長が認める場合は、単価表と異なる時間給とすることができる。

- 2 給与期間中における基本給の額は、前項の規定により決定された時間給に当該給与期間中の勤務時間数（非常勤職員就業規則第49条の規定による年次休暇及び同規則第51条の規定による有給休暇の期間の時間数を含む。）を乗じて得られた額とする。
- 3 前項に定める勤務時間数に1時間未満の端数が生じた場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第3章 手当及び賞与等

第1節 通勤手当等

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる非常勤職員に支給する。

- 一 通勤（非常勤職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする非常勤職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる非常勤職員を除く。）
 - 二 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（機構の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする非常勤職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる非常勤職員を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする非常勤職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
 - 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
 - イ 住居が離島にある非常勤職員
 - ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な非常勤職員
- 2 通勤手当の1日当たりの額は、次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額に21分の1を乗じて得た額とする。
- 一 前項第1号に掲げる非常勤職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。以下同じ。）につき、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）（1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えるときは、150,000円）
 - 二 前項第2号に掲げる非常勤職員 次に掲げる非常勤職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である非常勤職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である非常勤職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である非常勤職員 7,300円

- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である非常勤職員
10,400円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である非常勤職員
13,500円
 - ハ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である非常勤職員
16,600円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である非常勤職員
19,700円
 - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である非常勤職員
22,800円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である非常勤職員
25,900円
 - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である非常勤職員
29,100円
 - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である非常勤職員
32,300円
 - ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である非常勤職員
35,500円
 - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である非常勤職員
38,700円
 - カ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である非常勤職員
42,200円
 - コ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である非常勤職員
45,700円
 - タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である非常勤職員
49,200円
 - レ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である非常勤職員
52,700円
 - ソ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である非常勤職員
56,200円
 - ツ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である非常勤職員
59,600円
 - ネ 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である非常勤職員
63,000円
 - ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である非常勤職員 66,400円
- 三 前項第3号に掲げる非常勤職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、150,000円）、第1号に定める額又は前号に定める額

(通勤手当の月額等)

第10条 通勤手当の月額は、前条第2項の通勤手当の1日当たりの額に、一の給与期間における実勤務日数を乗じて得た額とする。

2 通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、非常勤職員就業規則第28

条に規定する勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(届出)

第11条 非常勤職員は、新たに第9条第1項の非常勤職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 非常勤職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても、前項と同様とする。

(確認及び決定)

第12条 理事長は、非常勤職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第9条第1項の非常勤職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の1日当たりの額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第13条 通勤手当の支給は、非常勤職員に新たに第9条第1項の非常勤職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日から開始し、通勤手当を支給されている非常勤職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている非常勤職員が同項の非常勤職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第11条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている非常勤職員にその1日当たりの額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から1日当たりの額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の1日当たりの額を増額して改定する場合における1日当たりの額の改定について準用する。

(事後確認)

第14条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている非常勤職員について、その者が第9条第1項の非常勤職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の1日当たりの額が適正であるかどうかを当該非常勤職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(特殊勤務手当)

第15条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する非常勤職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護等手当
- 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当

- 四 救急医療体制等確保手当
- 五 特殊業務手当
- 六 防疫等作業手当
- 七 災害派遣手当

(放射線取扱手当)

第16条 放射線取扱手当は、非常勤職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1時間当たり56円に当該給与期間中の勤務時間数を乗じて得られた額とする。
- 3 前項に定める勤務時間数の取り扱いについては第8条第3項の規定を準用する。

(夜間看護等手当)

第17条 夜間看護等手当は、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事した非常勤職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（非常勤職員就業規則第34条第2項の規定により指定された勤務（同規則第35条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
非常勤医師 ・ 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	11,000円	6,000円	5,000円	2,400円
その他職種	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

- 3 職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である非常勤職員及び第9条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける非常勤職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため機構の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又は全部を機構が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の非常勤職員 380円
 - 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の非常勤職員 760円
 - 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の非常勤職員 1,140円

(ヘリコプター搭乗救急医療手当)

第18条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、医療職である非常勤職員が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
 - 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
 - 三 前2号の業務にかかる訓練
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。
- 一 非常勤の医師、歯科医師（以下「非常勤医師」という。） 5,000円
 - 二 医療職である非常勤職員（第1号に掲げる者を除く。） 3,000円
- 3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。
- 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
 - 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合
- 4 第1項の医療職は、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものとする。

（救急医療体制等確保手当）

第19条 救急医療体制等確保手当は、非常勤医師又は助産師である非常勤職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

- 2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。
- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院
 - 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院
 - 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの
- 3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。
- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円）
 - 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円
- 4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。
- 一 休診日（祝日法による休日、12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は理事長が定める時間帯
 - 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間
- 5 第28条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。

- 6 非常勤医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。この場合において、当該業務が定められた勤務時間以外の時間に及んだ場合は、5,000円を加算して支給する。
- 7 前項の規定は、医師が立ち会わず助産師が単独で分娩業務に従事した場合について準用する。

（特殊業務手当）

第20条 特殊業務手当は、別表第2に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる非常勤職員に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、1日当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別の区分に応じた時間単価欄に定める額を当該勤務日の定められた勤務時間数に乗じて得た額とする。

（防疫等作業手当）

第21条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている非常勤職員（医師、歯科医師を除く）が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

（災害派遣手当）

第22条 災害派遣手当は、大規模災害地や多傷病者が発生した事故現場などへ派遣された職員に対して、次の各号に掲げる場合において派遣された日1日につき当該各号に掲げる額を支給する。

- 一 傷病者に対する診療等の業務に従事した場合 4,000円
- 二 応急対策作業に従事した場合 1,080円

（超過勤務手当）

第23条 非常勤職員就業規則第36条ただし書に基づき、定められた勤務時間を超えて勤務を命ぜられた非常勤職員には、超過勤務手当を支給する。

- 2 超過勤務手当の額は、定められた勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条第1項に規定する時間給、放射線取扱手当の1時間当たりの額及び特殊業務手当の時間単価（当該勤務日に特殊業務手当が支給される場合に限る。）の合計額（以下「時間給等」という。）に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第1号において、定められた勤務時間を超えて勤務した時間が、国立健康危機管理研究機構職員就業規則（令和7年規程第5号）第34条に規定する勤務時間（以下「常勤職員の正規の勤務時間」という。）に相当する時間内である場合の超過勤務手当の額は、当該時間に対して、勤務1時間につき、時間給等により得た額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。

- 一 定められた勤務時間が割り振られた日（次条の規定により定められた勤務時間中に勤務した非常勤職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125 ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135 ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160
- 3 常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間（ただし、国立健康危機管理研究機構非常勤職員勤務時間等規程（令和7年規程第12号）第5条第2項に規定する法定休日に指定した日における超過勤務時間を除く。）を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間給等に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。ただし、非常勤職員就業規則第38条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

（休日給）

第24条 祝日法による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）において、定められた勤務時間中に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、定められた勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、時間給等に100分の35を乗じて得た額を休日給として支給する。

（夜勤手当）

第25条 定められた勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、時間給等の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿日直等手当）

第26条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

（宿日直手当）

第27条 宿日直勤務を命ぜられた非常勤職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 非常勤医師の宿日直勤務 22,500円
- 二 非常勤医師以外の宿日直勤務 6,100円

（救急呼出待機手当）

第28条 救急呼出待機手当は、救急呼出又は災害派遣に備えて自宅等において待機を行った職員に、その待機1回につき（災害派遣については1日当たり。）、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出又は災害派遣により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 非常勤医師 5,000円
- 二 前号に掲げる者以外の職員 2,000円

2 前項の救急呼出とは、定められた勤務時間以外の時間（祝日法による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）を含む。）において、

救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた非常勤医師等が当該業務に従事することをいう。

- 3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第2節 賞与等

（賞与）

第29条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤職員（勤務時間が1週間あたり30時間以上の者に限る。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第5条第3項に定める支給日に支給する。

- 2 賞与は、基準日前6箇月以内の期間（以下「勤務判定期間」という。）におけるその者の基準日に在職している事業場における勤務状況に応じて支給する。
- 3 賞与の額は、勤務判定期間の中の非常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日数（非常勤職員就業規則第49条の規定による年次休暇及び同規則第51条の規定による有給休暇の期間を含む。）が、勤務を割り振られた日数（月の初日以外の日採用された等の理由により月の全日数に対して勤務の割り振りがない場合は、1日の勤務時間が6時間の者は、21日。それ以外の者は、月の全日数に対して勤務の割り振りがあったとした場合の日数）に100分の80を乗じて得た日数以上ある月につき、6,300円を乗じて得た額とする。

（年度末賞与）

第30条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する非常勤職員（勤務時間が1週間あたり30時間以上の者に限る。）であって、病院に勤務する非常勤職員に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第5条第4項に定める支給日に支給する。

- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長がその者に所属する非常勤職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は支給しない。
 - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に非常勤職員就業規則第90条の規定による懲戒解雇及び同規則第91条の規定による諭旨退職の処分を受けた非常勤職員
 - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に非常勤職員就業規則第82条の規定により解雇された非常勤職員（同条第1号に該当して解雇された非常勤職員を除く。）
 - 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した非常勤職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられたもの

□ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対する機構の社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第4章 給与の特例等

（育児休業者の給与）

第31条 国立健康危機管理研究機構非常勤職員育児・介護休業等規程（令和7年規程第18号。以下「非常勤職員育児・介護休業等規程」という。）第2章第1節の規定により育児休業をしている非常勤職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

2 第29条及び第30条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている非常勤職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間（第30条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給する。

（育児時間の期間における給与の取扱い）

第32条 非常勤職員育児・介護休業等規程第2章第2節の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第8条第1項に規定する時間給の額を減額する。

（介護休業期間における給与の取扱い）

第33条 非常勤職員が非常勤職員育児・介護休業等規程第20条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第8条第1項に規定する時間給の額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

（介護時間の期間における給与の取扱い）

第34条 非常勤職員育児・介護休業等規程第27条の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第8条第1項に規定する時間給の額を減額する。

第5章 雑則

（端数の取扱い）

第35条 第9条第2項の規定による通勤手当の1日当たりの額、第21条の規定による勤務1時間について支給する超過勤務手当の額、第22条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第23条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(規程の実施)

第36条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和7年4月1日規程第20号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(調整規定)

第2条 令和7年5月31日までの間における第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。令和7年6月1日以後における同日以前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(経過措置)

第3条 令和7年9月30日までの間、別表第1に定める非常勤職員時間給単価表の適用については、同表中「戸山」とあるのは、「戸山・飯田橋」とする。

(時間外手術等従事手当)

第4条 令和9年3月31日までの間、病院において非常勤医師である職員が定められた勤務時間以外の時間に開始される手術又は処置に従事した場合には、次の表に掲げる職種の区分及び診療報酬上の手術の手技点数(時間外加算前)に応じ、同表に掲げる額を時間外手術等従事手当として支給する。

職種の区分	手術の手技点数(時間外加算前)		
	3万点未満	3万点~5万点未満	5万点以上
専門医(上限3人)	10,000円	30,000円	50,000円
非専門医(上限3人)	5,000円	15,000円	25,000円

- 前項の表の「専門医」とは、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格を有する医師をいい、「非専門医」とは、「専門医」以外の医師をいう。
- 時間外手術等従事手当については、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給の支給定日に支給する。

(麻酔手当)

第5条 令和9年3月31日までの間、非常勤医師が硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は閉鎖循環式全身麻酔にかかる麻酔管理(機構で行う麻酔管理に限る。)を行った場合は、当該一連の業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。

- 前項の業務において、複数の従事者がいる場合は主たる医師のみを支給対象とする。ただし、主たる医師の勤務時間が7時間45分を超えた場合は、支給対象となる人数の上限を2人とする
- 第1項の業務が定められた勤務時間以外の時間に及んだ場合は、5,000円を加算して支給する(附則第4条に規定する時間外手術等従事手当が支給される場合を除く。)
- 第19条第6項に規定する分娩業務にかかる救急医療体制等確保手当が支給される場合は、本条の手当は支給しない。

(処遇改善特別手当)

第6条 処遇改善特別手当は、病院を主たる勤務の場所とする助産師、看護師及び准看護師に支給する。

- 2 処遇改善特別手当の額は、1時間当たり77円に第8条第2項に規定する当該給与期間中の勤務時間数を乗じて得た額とする。
- 3 前項に定める勤務時間数の取扱いについては第8条第3項の規定を準用する。

(処遇改善特別手当が支給される職員に関する読み替え)

第7条 処遇改善特別手当が支給される非常勤職員の第2条第3項の適用については、「賞与及び年度末賞与」とあるのは、「賞与、年度末賞与及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。

- 2 処遇改善特別手当が支給される非常勤職員の第5条第2項の適用については、「夜勤手当及び宿日直手当」とあるのは、「夜勤手当、宿日直手当及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。
- 3 処遇改善特別手当が支給される非常勤職員の第23条第2項の適用については、「放射線取扱手当の1時間当たりの額及び特殊業務手当の時間単価（当該勤務日に特殊業務手当が支給される場合に限る。）」とあるのは、「放射線取扱手当の1時間当たりの額、特殊業務手当の時間単価（当該勤務日に特殊業務手当が支給される場合に限る。）及び附則第4条第2項に規定する処遇改善特別手当の1時間当たりの額」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第8条 附則第5条及び前条に規定する処遇改善特別手当は、理事長が必要と認めるときは、見直しを行うものとする。

(夜間看護等手当の特例)

第9条 令和10年5月31日までの間、第17条第2項に規定する手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（非常勤職員就業規則第34条第2項の規定により指定された勤務（同規則第35条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は 歯科医師	17,400円	8,400円	7,500円	5,000円
助産師、看護師 又は准看護師	11,000円	6,000円	5,000円	2,400円
その他の職種	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

附 則（令和7年12月1日規程第141号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年12月1日から施行する。

(通勤手当に係る経過措置)

第2条 令和8年3月31日までの間、第9条第1項第2号に掲げる非常勤職員のうち、自動車等の使用距離が片道60キロメートル以上の区分については、支給単位期間につき、次に定める額

- 一 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

附 則 (令和8年4月1日規程第11号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月1日規程第16号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1 非常勤職員時間給単価表

職種		時間給単価（単位：円）				
		戸山	多摩	村山	国府台	清瀬・大阪
一般医師	Aクラス	3,260円				
	Bクラス	3,770円				
	Cクラス	4,570円				
研究員、特任研究員		2,560円				
薬剤師		1,860円			1,670円	
心理療法士		1,730円			1,610円	1,680円
診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、視能訓練士		1,730円			1,560円	
栄養士、歯科衛生士、その他の医療技術職員		1,540円			1,390円	
助産師		2,030円				1,960円
看護師		1,990円			1,790円	1,920円
治験等協力者		2,020円			1,820円	
事務助手、研究補助者（特に高度の専門知識等を有し、活用する業務に従事する非常勤職員であって、理事長が認めるもの。）		1,440円	1,380円	1,370円	1,350円	1,390円
事務助手、研究補助者（上記以外の非常勤職員。）		1,390円	1,330円	1,320円	1,270円	1,340円
医療通訳		1,890円				
診療情報管理士、情報処理技術者		1,530円			1,380円	
業務技術員		1,370円	1,320円	1,310円	1,240円	1,330円
看護助手		1,420円			1,280円	
医療社会事業専門員		1,680円			1,610円	

備考

- この表の「一般医師」とは、常時医師を採用する必要のない診療科の非常勤医師、常勤医師が欠員であるため一定期間採用する非常勤医師をいう。
- この表の「一般医師」の「Aクラス」とは、その能力及び実績が常勤医師に相当する非常勤医師の区分であり、「Bクラス」とは、その能力及び実績が医長に相当する非常勤医師の区分であり、「Cクラス」とは、その能力及び実績が部長に相当する非常勤医師の区分である。
- この表の「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた非常勤職員又はその知識及び経験が当該非常勤職員に準ずる非常勤職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行う者をいう。
- この表の「治験等協力者」とは、その専門知識等を活用して、医薬品又は医療機器の臨床試験におけるインフォームド・コンセントの際の説明の補助等治験協力者が行う業務又はその他の臨床研究において治験協力者に類する業務を行う者をいう。
- この表の「診療情報管理士」とは、その専門知識等を活用して、診療録、看護記録等の保管・管理及び国際疾病分類に基づく疾病統計の作成などの診療記録に基づく情報の分析・提供等の業務を専ら行う者をいう。
- この表の「情報処理技術者」とは、その専門知識等を活用して、国立健康危機管理研究機構の情報システムの導入、構築、運用・保守等について、企画・立案、関係者との調整等の業務を行う者又は導入等の業務を直接行う者及び情報処理に関する業務を行うものをいう。

- 7 この表の「業務技術員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、作業手、調理師、調理助手、洗たく長等職員、薬剤助手、臨床検査助手、理学療法助手、作業療法助手、保清員、洗濯員及び消毒員の総称でありこれらの職種いずれの業務も行う者をいう。
- 8 この表の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する非常勤職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。
- 9 この表の職種については、その職種に相当するものとして、理事長が定めるものに適用できるものとする。

別表第2 特殊業務手当支給区分表

種 別	時間単価
1 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	71円
2 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
3 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	
4 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	64円
5 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	
6 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする管理栄養士	21円
7 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	42円
8 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	42円
9 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	
10 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に勤務する臨床工学技士	42円
11 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	42円
12 精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	42円
13 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師	50円
14 精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師	
15 集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	
16 手術室（国立国際医療センターに限る。）に勤務する看護師及び准看護師	
17 結核患者を専ら入院させるための病床及びその他の病床が併せて存する病棟であって現に結核患者が入院しているものとして理事長の定めるもの（以下「結核ユニット病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師	25円
18 結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手業務を行う業務技術員	17円
19 精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手業務を行う業務技術員	
20 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手業務を行う業務技術員	38円
21 結核病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員	46円
22 精神病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員	
23 集中治療病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員	
24 手術室（国立国際医療センターに限る。）に勤務する看護助手業務を行う業務技術員	
25 結核ユニット病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員	23円
26 放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手業務を行う業務技術員	60円

27 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手業務を行う業務技術員	
28 結核病棟に勤務する保清員業務を行う業務技術員	38円
29 精神病棟に勤務する保清員業務を行う業務技術員	
30 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員業務を行う業務技術員	38円
31 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員業務を行う業務技術員	38円
32 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	50円
33 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	40円
34 理事長が別に定めるもの	理事長が別に定める額
備考	
<p>1 「〇〇の診療に直接従事することを本務とする」とは、当該勤務日に、当該診療に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該診療に直接従事することをその非常勤医師の主たる職務内容としていることをいう。</p> <p>2 「勤務する」とは、当該勤務日に、当該勤務箇所をその非常勤職員の主たる勤務の場所としていることをいう。</p> <p>3 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該勤務日に、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその非常勤職員の主たる職務内容としていることをいう。</p> <p>4 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該勤務日に、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその非常勤職員の主たる勤務の場所としていることをいう。</p> <p>5 非常勤職員欄中職名の掲げられている非常勤職員は、当該勤務日に、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている非常勤職員をいう。</p> <p>6 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。</p> <p>7 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。</p> <p>8 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う非常勤職員をいう。</p> <p>9 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた非常勤職員又はその知識及び経験が当該非常勤職員に準ずる非常勤職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。</p> <p>10 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専</p>	

ら運転する者をいう。

11 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない者で、看護の補助的業務に従事するものをいう。

12 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う者をいう。

13 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する非常勤職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。